

保険料納付免除制度があります！

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、ご本人の申請手続きによって、保険料の納付が「全額免除」または「一部免除（一部納付）」される制度があります。

全額免除制度

保険料の全額（15,250円）が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が $\frac{1}{2}$ として計算されます。（保険料額は平成26年度の額）

☆☆全額免除となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35 \text{万円} + 22 \text{万円}$$

- ※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
- ※平成26年7月～平成27年6月分の申請については、前年（平成25年）の所得で審査を行います。
- ※これまで、保険料の全額が免除された期間の年金額は、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されるようになりました。

一部免除（一部納付）制度

保険料の一部を免除、残りの保険料は納付

一部免除は3種類です。一部免除をした場合、追納をしなければ、次のように将来の年金額は少なくなります。

- ・ 4分の3免除（納付額 3,810円）→ 年金額 $\frac{5}{8}$ （21年3月分までは $\frac{3}{6}$ ）
- ・ 半額免除（納付額 7,630円）→ 年金額 $\frac{6}{8}$ （21年3月分までは $\frac{4}{6}$ ）
- ・ 4分の1免除（納付額 11,440円）→ 年金額 $\frac{7}{8}$ （21年3月分までは $\frac{5}{6}$ ）

☆☆一部免除となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

○4分の3免除 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

○半額免除 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

○4分の1免除 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

- ※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
- ※平成26年7月～平成27年6月分の申請については、前年（平成25年）の所得で審査を行います。

（注）一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

平成26年4月より、申請時点の2年1カ月前の月分まで免除を申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

毎年の申請が不要!

ここがポイント!

翌年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望される場合は、申請書の所定の欄に印を付していただくことにより、翌年度以降の申請書の提出は不要となります。

- ※全額免除または若年者納付猶予の承認を受けられた方に限ります。
- ※失業等を理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要となります。
- ※所得要件の審査は、市（区）町村民税の申告内容をもとに行いますので、所得申告を忘れずに行ってください。

免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

- 保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。
- そこで、これらの期間は、10年以内（例：平成26年7月分は平成36年7月まで）であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。ただし、老齢基礎年金を受けられている方は追納することができません。
- 保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます（平成26年度中の追納額は下の表のとおり）。

免除の承認を受けた年度の保険料を平成26年度中に追納する場合の額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成16年度の月分	14,750円	—	7,370円	—
平成17年度の月分	14,790円	—	7,390円	—
平成18年度の月分	14,840円	11,130円	7,420円	3,710円
平成19年度の月分	14,880円	11,150円	7,440円	3,710円
平成20年度の月分	15,000円	11,250円	7,500円	3,750円
平成21年度の月分	15,070円	11,300円	7,540円	3,760円
平成22年度の月分	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円
平成23年度の月分	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成24年度の月分	14,980円	11,230円	7,490円	3,740円
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円

平成23年度分以前の保険料に加算額が上乗せされます。